

久慈市導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

地域の人口構造は、国勢調査結果の直近 10 年間の比較において人口減少と少子高齢化の傾向、生産年齢人口の減少が顕著であり、この傾向は将来も続くことが予想される。

■国勢調査結果の比較（直近 10 年間）

| 区分 | H22 | R2 | 差 (R2-H22) |
|---------------|--------|--------|---------------|
| 年少（0～14 歳） | 5,211 | 3,697 | △1,514 |
| 生産年齢（15～64 歳） | 21,943 | 17,697 | △4,246 |
| 老年（65 歳～） | 9,718 | 11,006 | 1,288 |
| 合計 | 36,872 | 33,043 | △3,829 |

（出典：国勢調査）

産業構造は、事業所数の多い順で「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「建設業」、「製造業」と続いている。また、従業員数では、「卸売業、小売業」、「製造業」、「建設業」、「医療、福祉」、「宿泊業、飲食サービス業」の順となっており、「卸売業、小売業」、「製造業」及び「建設業」などが主要産業となっている。

平成 21 年と平成 28 年での事業所数の比較では、全体で 698 事業所が減少しており、主に「卸売業、小売業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の事業所の減となっている。一方で、従業者数の比較では、「医療、福祉」、「建設業」などで増加し、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「製造業」などで減少している。

■平成 28（2016）年・平成 21（2009）年 事業所数（事業所単位）大分類

| 区分 | H28 | H21 | H28-H21 |
|---------------|-----|-----|---------|
| 卸売業、小売業 | 351 | 595 | △244 |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 200 | 256 | △56 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 170 | 243 | △73 |
| 建設業 | 146 | 192 | △46 |
| 製造業 | 91 | 125 | △34 |
| 不動産業、物品賃貸業 | 90 | 113 | △23 |
| 医療、福祉 | 86 | 115 | △29 |
| サービス業（他に分類され | 84 | 150 | △66 |

| | | | |
|-----------------|-------|-------|------|
| ないもの) | | | |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 44 | 58 | △14 |
| 運輸業、郵便業 | 32 | 50 | △18 |
| 教育、学習支援業 | 32 | 46 | △14 |
| 農業、林業 | 22 | 32 | △10 |
| 金融業、保険業 | 17 | 46 | △29 |
| 複合サービス事業 | 7 | 32 | △25 |
| 情報通信業 | 5 | 7 | △2 |
| 漁業 | 1 | 10 | △9 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 1 | 5 | △4 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 0 | 2 | △2 |
| 合計 | 1,379 | 2,077 | △698 |

(出典：REASAS 総務省「産業センサスー基礎調査」再編加工、
総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」再編加工)

■平成 28 (2016) 年・平成 21 (2009) 年 従業者数 (事業所単位) 大分類

| 区分 | H28 | H21 | H28-H21 |
|--------------------|-------|-------|---------|
| 卸売業、小売業 | 2,777 | 3,158 | △381 |
| 製造業 | 2,668 | 2,766 | △98 |
| 建設業 | 2,246 | 1,908 | 338 |
| 医療、福祉 | 1,900 | 1,398 | 502 |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 1,046 | 1,241 | △195 |
| サービス業 (他に分類されないもの) | 866 | 828 | 38 |
| 運輸業、郵便業 | 650 | 661 | △11 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 621 | 786 | △165 |
| 農業、林業 | 346 | 348 | △2 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 302 | 248 | 54 |
| 金融業、保険業 | 252 | 316 | △64 |
| 複合サービス事業 | 242 | 193 | 49 |
| 不動産業、物品賃貸業 | 219 | 250 | △31 |
| 教育、学習支援業 | 136 | 136 | 0 |
| 漁業 | 118 | 142 | △24 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 39 | 38 | 1 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 30 | 29 | 1 |

| | | | |
|-------|--------|--------|----|
| 情報通信業 | 26 | 27 | △1 |
| 合計 | 14,484 | 14,473 | 11 |

(出典：REASAS 総務省「産業センサスー基礎調査」再編加工、
総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」再編加工)

労働生産性は、全国平均の 58.6%となっており、全国順位で 1,224 位と全国でも下位となっている。

■労働生産性（企業単位）平成 28（2016）年

| 区分 | 労働生産性 (千円/人) | 備考 |
|-------|-----------------|--------------------|
| 全国平均 | 5,449 | |
| 岩手県平均 | 3,659 | |
| 久慈市 | 3,195 | 全国 1,224 位 県内 20 位 |

(出典：REASAS 総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」
再編加工)

今後、人口減少が予想され、特に生産年齢人口の減少による労働力の減少が予想される。市内の中小企業数も減少傾向にあり、労働生産性においても全国 1,224 位と低い状況である。さらには、人手不足、後継者不足等の課題にも直面しており、現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような状況を踏まえ、久慈市経済の維持・成長による持続可能な地域を実現するためには、地域内の中小企業の存続、雇用の安定に向けた取り組みに資する生産性向上対策を推進し、多様な産業の多様な設備投資を支援する必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、久慈市経済の維持・成長を目指す。そこで、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定め

る先端設備等全てとする。

ただし、市内に工場や事業所（従業員の配置）がなく、売電を目的として、雑種地、山林、田畑及びその他遊休地等に設置する太陽光発電に関する設備については、本市の雇用の創出や地域経済の発展につながらず、本計画の趣旨及び目標にそぐわないため対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

市の産業は、駅周辺、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、久慈市全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。よって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から全ての業種を対象とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月15日～ 令和7年6月14日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められる者について先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 市税を滞納している者については、先端設備等導入計画に認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。